



平成30年 1 月 29 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市国民健康保険運営協議会  
会 長 内 田 博



石狩市国民健康保険税の改定について（答申）

平成29年11月27日付け、石国保第703号にて諮問を受けた標記の件について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える根幹であり、社会全体のセーフティネットとして重要な役割を担っているが、制度を取り巻く環境は、低所得者や高齢者の加入割合の高さなど構造的な問題に加え、被保険者の減少や医療費の増加により収支の均衡が保てず、非常に厳しい運営を強いられている。

また、本市の国民健康保険においては、平成22年度以降税率の改定を行わず、収支不足を一般会計からの繰入金により補填する厳しい状況が続き、平成28年度末で約4億7千万円の累積赤字を抱えている。

このような中、平成30年度からは、北海道と市町村の共同運営による国民健康保険制度の広域化が図られ、持続的で安定した国保運営を進めていくことが求められているとともに、赤字補填のための一般会計繰入金は、6年以内を基本に段階的に解消する取り組みが必要な旨「北海道国民健康保険運営方針」により示されている。

以上のことを踏まえ、国民健康保険税の改定について、被保険者の所得や世帯構成に応じた負担状況などに留意しつつ、改定に伴う影響を勘案し審議を行った。

その結果、高齢化等に伴う医療費の増加は、国民健康保険被保険者の負担増に留まるものではなく、他の医療保険者でも同様に負担の増加になっていることや、今後、更に被保険者数の減少や医療費の増加が見込まれることなど、医療費負担の公平性などを鑑み、将来にわたって健全な国民健康保険の運営を確保していくためには、国民健康保険税の改定は必要と判断した。

平成30年度の国民健康保険税は、基本的には北海道が示した本市の標準保険料率を基本に税率の改定を行うことが適切であるが、被保険者には大きな負担増となることが懸念されるため、負担緩和策を講じた改定が必要と考える。

別表に記載の改定案は、当審議会の意見を踏まえ負担緩和策を講じたものであることから、妥当であるとの結論に至った。

【別 表】

		現行税率	改定案
基礎課税分	所得割	8.05%	8.33%
	均等割	20,000円	21,100円
	平等割	29,500円	30,800円
後期高齢者支援金分	所得割	2.00%	2.16%
	均等割	5,400円	5,900円
	平等割	7,600円	8,300円
介護分	所得割	2.10%	2.03%
	均等割	7,100円	7,300円
	平等割	6,900円	6,900円

【附帯事項】

市は、保険者として国民健康保険事業の安定的な運営を図るべく、保険者機能の強化に最大限取り組まれるよう下記のとおり要望する。

- (1) 保険税の収納率向上のための取組みや、適切な滞納処分の実施に努めること。
- (2) データヘルス計画に基づいた効果的な保健事業や、健康づくり事業の実施により、被保険者の健康の保持増進を図り医療費の抑制に努めること。
- (3) 「北海道国民健康保険運営方針」に基づき、赤字補填繰入金の段階的な解消に努め、財政収支の健全化を早期に図ること。